

幼稚園設置基準の一部改正に伴う「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」の改正について

1. 改正の趣旨

近年、幼稚園において特別な配慮を必要とする幼児数は増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であることから、学級編制の基準を原則 35 人以下から原則 30 人以下に引き下げる旨、幼稚園設置基準が改正されました。

このため、「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」においても同様の改正を行うものです。

2. 改正等の内容

① 第 1 の 6 1 学級の幼児数

(1) 4・5 歳児の 1 学級あたりの幼児数を 35 人以下から 30 人以下に改正します。

② 第 2 の 3 施設及び設備等

(2) 別に定める基準により算定した面積によることができ減員認可時の学級編制上限を 35 人以下から 30 人以下に改正します。

③ 附則

- ・令和 8 年 4 月 1 日時点で現存する幼稚園における 1 学級の幼児数については、国の幼稚園設置基準と同様に、令和 14 年 3 月 31 日までは、なお従前の例によることができ旨を規定します。
- ・施行日以後、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用し、この基準の施行日前に申請されている幼稚園の設置認可等の審査については、なお従前の例によることを規定します。

3. 施行日

令和 8 年 7 月 28 日